

# 保険料改定のご案内

## 健康保険料率改定

改定月：一般被保険者 2022年4月給与引き去り分より  
任意継続/特例退職 2022年4月分より

負担割合		変更前	変更後	差異
一般被保険者	事業主	4.98%	<b>5.46%</b>	+0.48%
	被保険者	3.32%	<b>3.64%</b>	<b>+0.32%</b>
	計	8.30%	<b>9.10%</b>	+0.80%
任意継続 特例退職	被保険者	8.30%	<b>9.10%</b>	<b>+0.80%</b>

※健康保険料率には、財政調整事業として健保組合連合会に拠出する調整保険料率0.13%を含む

参考

今と比べて  
どれくらい  
負担が増える？

	【一般被保険者】 給与38万円、 賞与150万円の場合		【特例退職者】 標準報酬月額(30万円) 月払いの場合
	事業主	被保険者	被保険者
①毎月	+1,824円	<b>+1,216円</b>	<b>+2,400円</b>
②賞与 (年間総額)	+7,200円	<b>+4,800円</b>	—
年間合計 (①×12+②)	+29,088円	<b>+19,392円</b>	<b>+28,800円</b>

## 介護保険料率改定

改定月：一般被保険者 2022年4月給与引き去り分より  
任意継続/特例退職 2022年4月分より

国の代行として徴収している介護保険料は2020年度に納付した金額の補正等があり、2022年度の納付金が減少することから保険料率を引下げます。

負担割合		変更前	変更後	差異
一般被保険者	事業主	0.85%	<b>0.70%</b>	-0.15%
	被保険者	0.85%	<b>0.70%</b>	<b>-0.15%</b>
	計	1.70%	<b>1.40%</b>	-0.30%
任意継続 特例退職	被保険者	1.70%	<b>1.40%</b>	<b>-0.30%</b>

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## けんぽインフォメーション

### 1 健保からの発行物に関する年間スケジュール

(自宅郵便または事業主経由で配布)

※諸事情により変更となる場合がございます。

2022年	対象となる方へご案内します	
	現役の方	特例退職、任意継続の方
4月		
5月		
6月	●扶養家族の資格調査	●扶養家族の資格調査 ●高齢受給者証の負担割合に関する調査
7月		
8月		
9月		●2022年度後期分保険料納入告知書 (任意継続のみ)
10月		
11月		
12月		
2023年 1月		●保険料納付証明書(下旬までに発送)
2月		●2023年度保険料のご案内(特例退職のみ)
3月	●2023年度健康診断のご案内(配偶者) ●扶養家族の資格調査 (高校卒業予定及び大学等卒業予定者)	●2023年度保険料納入告知書(任意継続のみ) ●2023年度健康診断のご案内(本人、配偶者同封) ●扶養家族の資格調査 (高校卒業予定及び大学等卒業予定者)

※上記のほかに、ホンダ健保ホームページ上に機関誌(PDF版)を掲載いたします。詳細は都度HP上でご案内いたします。

※「健康診断のご案内(冊子)」については、ホンダ健保ホームページ「健康診断」にも同様の案内を掲載しております。

Web予約には年度毎に更新されるIDが必要です。申込ハガキまたは、Webお申し込みログイン画面でご確認ください。

冊子(申込ハガキ)の送付は、業務委託先【株式会社LSIメディエンス 0120-507-066(月～土 9:00～17:30)】へご依頼ください。

## 2 被扶養者資格確認のお願い

### 扶養資格をご確認ください

被扶養者(扶養家族)が、扶養資格の基準を満たしているか必ずご確認ください、基準から外れる場合は速やかに扶養減員手続きをお願いします。

### 被扶養者の減員手続きが必要な場合

■ 次のいずれかに該当する場合は、扶養減員手続きが必要です。

- ①被扶養者が勤務先(パートやアルバイトなども含む)の健康保険組合に加入したとき
- ②被扶養者の月収もしくは年収の、どちらか一方でも下記の金額以上となる時

	月 収	年 収
被扶養者が60歳未満	108,334円	130万円
被扶養者が60歳以上もしくは障害者	150,000円	180万円

※月収とは

- ・直近の連続した3カ月の収入(総支給額)の平均額を1カ月分の収入と考えます。
- ・賞与がある方は、年間の賞与額を12等分した額を月収に加算します。

※上記①・②に該当していなくても、その他の扶養認定条件を満たさない場合は、扶養減員手続きが必要となる場合があります。

### 被扶養者の資格確認調査にご協力をお願いします

厚生労働省の通達に基づき、被扶養者が扶養認定の条件を満たしているかを毎年調査します。提出期限までに必要書類が提出されなかった場合は「扶養認定の条件を満たしていない」と判断し、調査開始時点で遡って被扶養者の資格を取り消します。

**注意**

遡って、被扶養者の資格を取り消された方が、その期間にホンダ健保の保険証を使用していた場合は無資格受診となるため、健保負担分の医療費を返還していただきます。

《調査の対象となる方》 ※対象者には、3月もしくは6月に個別のご案内をお送りします。

- 高校卒業年齢の方
- 前回調査時に学生で、卒業予定年月を迎える方
- 学生を除く18歳以上の方
- 扶養認定時の収入が基準額の上限に近い方
- 認定時の状況に変化がないかを確認させていただく方

### 届出に関するお問い合わせ

届出に関する手続きについてのご質問は、現役の方はお勤めの会社の健康保険担当者、特例退職・任意継続の方はホンダ健保へお問い合わせください。

ホンダ健保 TEL: **03-3423-1024** (大型連休を除く平日10:00~15:00 但し12:00~13:00除く)

届出用紙は、ホンダ健保ホームページ [《https://www.hondakenpo.or.jp》](https://www.hondakenpo.or.jp) から入手できます。